

◆ 商工会と商工会議所

商工会	商工会議所
【目的】（第3条） 商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。	【目的】（第6条） 商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。
○ 商工会、商工会議所ともその果たす役割、設置の目的は同じです。 「商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資すること」となっています。	
【地区】 第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。	【地区】第8条 商工会議所の地区は、市の区域とする。
○ 商工会は「町村」を区域として、商工会議所は「市」を区域として設置されます。（原則）	
【例外】 ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は二以上の市町村の区域とすることができる。	【例外】 ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。

商工会	商工会議所
【事業の範囲】 第11条 商工会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。 七 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。 八 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。 三 商工業に関する調査研究を行うこと。 二 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 六 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。 四 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。 五 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。 一 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。 九 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。	【事業の種類】 第9条 商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。 一 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。 二 政庁等の諮問に応じて、答申すること。 三 商工業に関する調査研究を行うこと。 四 商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。 五 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。 六 輸出品の原産地証明を行うこと。 七 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。 八 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。 九 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。 十 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつ旋を行うこと。 十一 商事取引に関する仲介又はあつ旋を行うこと。 十二 商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。 十三 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。 十四 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。 十五 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。 十六 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。 十七 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。

商工会	商工会議所
	○ 事業の範囲は、商工会議所の方が幅広く、商工会の事業の全てを包含しています。
	○ 商工会の事業の中心は、「商工業に関する相談又は指導」となります。 ○ 商工会議所の事業の中心は、地域の総合経済団体としての「意見を公表、国会、行政庁等への意見具申又は建議」となります。 ※ 小規模事業者の経営や技術の改善発達を図るための経営指導活動が軽んじられる訳ではありません。 相談活動を基にし、制度改革求め、政策提言を行うという積極的なものです。 記帳代行等の支援も同じように継続できます。
	○ 商工会では、「地域振興事業」として、数多くのイベント等の主催、共催、協賛等を行っています。 「社会一般の福祉の増進に資する事業」が「地域振興事業」であり、商工会も商工会議所もこれを行うことができます。 商工会も商工会議所も経済活動を通じて地域を元気にし、にぎわいを作り出す取り組みは大事なもので、どちらであってもこれを継続していくことができます。

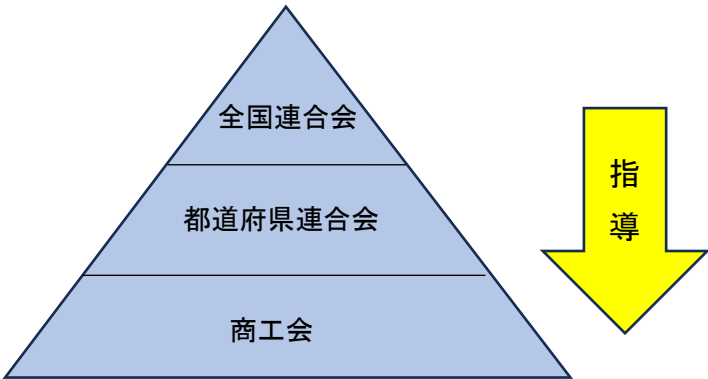
商工会	商工会議所
【会費】 第 16 条 会員は、定款で定めるところにより、会費を納入しなければならない。	【会費】 第 18 条 会員は、定款の定めるところにより、会費を納入しなければならない。
○ 商工会、商工会議所の会費は、定款で定められます。 ※ 一概に商工会議所の方が高い、商工会の方が低いとはなりません。当該組織の状況で、会費は決められます。 ただし、会費には一般会費、特別会費がありますが、商工会議所になるとすれば、特別会費が必要になる可能性があります。 なお、安曇野市商工会にも特別会費の規定はありますが、特別会費の賦課、徴収等はありません。	
【資格】 第 13 条 商工会の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き 6 月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。	【資格】 第 15 条 商工会議所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き 6 箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。
○ 会員資格は同じです。「営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者」です。 ※ ただし、商工会議所には「特定商工業者」という枠組みが加わります。	

商工会	商工会議所
【特定商工業者とは】(下記のいずれかに該当するもの) ・ 上記の資格を有する商工業者のうち、常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業は5人)以上である者 ・ 上記の資格を有する商工業者のうち、資本金額又は払込済出資総額が 300 万円以上である者	
【設立】 (発起人) 第 21 条 商工会を設立するには、その会員になろうとする 15 人以上の商工業者が発起人となることを要する。 (設立の認可)第 23 条第2項第2号 第 13 条本文に規定する者(資格を有する商工業者)の二分の一以上が会員となるものであること。	【設立】 (創立総会) 第 24 条 商工会議所を設立するには、会員たる資格を有する 30 人以上のものが発起人となることを要する。 (設立の同意) 第 26 条 発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、商工会議所の設立について、特定商工業者の過半数の同意を得なければならない
○ 商工会は、資格を有する商工業者の1/2以上が会員となることを前提として、発起人が設立総会を開催、成立させ、経済産業大臣に設立の認可を申請します。 ○ 商工会議所は、発起人が設立総会を開催、成立させ、特定商工業者の過半数の同意を得た後、経済産業大臣に設立の認可を申請します。	

商工会	商工会議所																				
【特別の議決】 第 46 条 次の事項は、総会員の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。 二 解散																					
○ 商工会議所を設立するには、現商工会を解散する必要があります。 解散には、総会員の1/2が出席する「総会」において、2/3の同意が必要です。																					
【役員】 第 30 条 商工会に、役員として、会長 1 人、副会長 2 人以内、理事 30 人以内及び監事 2 人以内を置く。	【役員】 第 32 条 ・商工会議所に会頭 1 人、副会頭 4 人以内及び専務理事 1 人を置く。 ・商工会議所に、常議員を置き、その定数は、第 42 条の規定による議員の定数の三分の一以内とする。 ・商工会議所に、監事 2 人又は 3 人を置く。 ・商工会議所は、前三項の役員の外、定款の定めるところにより、理事 4 人以内を置くことができる。																				
【 商工会 】 <table><tr><td>・会長</td><td>1 人</td></tr><tr><td>・副会長</td><td>2 人</td></tr><tr><td>・理事</td><td>30 人以内</td></tr><tr><td>・監事</td><td>2 人</td></tr></table>	・会長	1 人	・副会長	2 人	・理事	30 人以内	・監事	2 人	【 商工会議所 】 <table><tr><td>・会頭</td><td>1 人</td></tr><tr><td>・副会頭</td><td>4 人以内</td></tr><tr><td>・専務理事</td><td>1 人</td></tr><tr><td>・常議員</td><td>議員 定数の 1/3 以内</td></tr><tr><td>・監事</td><td>2 人～3 人</td></tr><tr><td>・理事</td><td>4 人以内</td></tr></table>	・会頭	1 人	・副会頭	4 人以内	・専務理事	1 人	・常議員	議員 定数の 1/3 以内	・監事	2 人～3 人	・理事	4 人以内
・会長	1 人																				
・副会長	2 人																				
・理事	30 人以内																				
・監事	2 人																				
・会頭	1 人																				
・副会頭	4 人以内																				
・専務理事	1 人																				
・常議員	議員 定数の 1/3 以内																				
・監事	2 人～3 人																				
・理事	4 人以内																				

商工会	商工会議所
【総会の決議】 第 44 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 規約の設定、変更又は廃止 三 事業計画及び収支予算の決定又は変更 四 その他定款で定める事項 (総会の議事等) 第 45 条 総会は、この法律に別段の定めのある場合を除き、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。	【議員総会の決議事項】 第 46 条 次に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合のほか、議員総会の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 解散 三 合併 四 会費及び負担金並びに選挙に関する規約の設定、変更及び廃止 五 規約(前号の規約を除く。)の設定、変更及び廃止 六 事業計画及び収支予算の決定及び変更 七 会員の権利の行使の停止 八 会員の除名 九 議員の解任 十 その他定款で定める事項 (議員総会の議事) 第 48 条 議員総会は、この法律に別段の定めのある場合のほか、総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
○ 商工会の意思決定は、総会員の1/2の出席による「総会」で行います。 (安曇野市商工会は、総代制を敷いており、総代会が議決を行っています。) ○ 商工会議所の意思決定は、総議員の1/3の出席による「議員総会」で行います。 ○ 議員は部会からも選任されるため、「部会」の存在も重要になってきます。	

商工会	商工会議所
	【議員総会及び議員】 第 41 条、第 41 条第2項 ・商工会議所に、議員総会を置く。 ・議員総会は、左に掲げるものをもつて組織する。 - 一 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によつて会員のうちから選挙した議員（※50%以上） - 二 部会が部会員のうちから選任した議員（35%以下） - 三 前二号の議員の外、定款の定めるところにより会員のうちから選任した議員（15%以下） 【議員の定数】 第 42 条 議員の定数は、30 人以上 150 人以内において定款で定める。

商工会と商工会連合会	商工会議所と日本商工会議所
【目的】 第 55 条の 2 商工会連合会 (都道府県連合会及び全国連合会) は、商工会の健全な発達を図り、もつて商工業の振興に寄与することを目的とする。 【事業の範囲】 第 55 条の 8、第 55 条の 8 第 2 項 ○ 都道府県連合会 は、第 55 条の 2 の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。 ・ 商工会 の組織又は事業について 指導 又は連絡を行なうこと。 ○ 全国連合会 は、第 55 条の 2 の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。 ・ 都道府県連合会 の組織又は事業について 指導 又は連絡を行なうこと。 	【目的】 第 64 条 日本商工会議所 は、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によつて、商工会議所の健全な発達を図り、もつてわが国商工業の振興に寄与することを目的とする。 【事業】 第 65 条 日本商工会議所 は、その目的を達成するため、左に掲げる事業を行うものとする。 ・ 全国の商工会議所の 意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。 

商工会	商工会議所
○ 商工会は商工会連合会の指導・監督のもとに活動しています。 ※ 特に経営指導員は、「県連合会」の職員であり、商工会は、県連合会の指導下にならざるを得ない状況です。 ○ 商工会議所と日本商工会議所は、立場的には対等に位置づけられています。 ※ 経営指導員は、「商工会議所」の職員になります。	
○ (安曇野市)商工会の経営指導員は、「県連合会」の職員であり、人事権は県連合会の会長	○ 商工会議所の経営指導員は、会議所の職員であり、人事権は会頭

商工会	商工会議所
【経営指導員】（長野県では「〇〇経営支援員」）	【経営指導員】
経営指導員とは、小規模事業者の経営に係る指導を行う者で、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者です。  商工業の総合的な改善発達を図ることが目的の商工会、商工会議所に無くてはならない存在です。	
経営指導員とは、小規模事業者の経営に係る指導を行う者であって、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として、次の要件の全てを満たす者 【経営発達支援計画に係る経営指導員の要件】 （商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則） 第7条 ① 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者 ② 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者 ③ 直近五年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者 ④ 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者	